

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
河川法（昭和39年法律第167号） 第24条	土地の占用許可	河川課

- 1 審査基準は、別添の河川敷地の占用許可について（平成11年8月5日付け建設省河政発第67号建設事務次官通達）に定める基準を審査基準とする。
- 2 標準処理期間は、10日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。